

京都市訓令甲第 12 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表次長の項第10号中「(行財政局組織・人事担当局長が別に定める者に限る。)」を削り、「給与等」の右に「(行財政局組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)